

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 5件 (6月3日～6月9日分)
 - (1) 乗合バスがロータリーで歩行者を撥ねた事故
 - (2) 乗合バスの車内事故
 - (3) 貸切バスが倒れてきた自転車と接触した事故
 - (4) 貸切バスが信号待ちで追突された事故
 - (5) 貸切バス同士による追突事故
2. 「重大事故情報」のその後
 - (1) タクシーが電柱に衝突した事故 (平成22年7月23日送付分)
3. 5月1日からアルコール検知器使用が義務化されました。(再周知)

【1. 重大事故情報 = 5件】 (6月3日～6月9日分)

(1) 乗合バスがロータリーで歩行者を撥ねた事故

6月3日午前9時頃、東京都の駅のロータリーにおいて、乗合バスがバス停から発車する際、当該バスの右側からロータリーを横断してきた歩行者に気付かず発車したため、当該歩行者を当該バスの右前輪で轢過した。

この事故により、轢かれた歩行者が骨盤骨折の重傷を負った。

警察からの情報では、バス運転者が周囲の安全確認をせずに発車した模様。

(2) 乗合バスの車内事故

6月3日午後1時15分頃、神奈川県において、乗合バスが走行中、乗車扱いのためバス停で停車し、発車したところ、当該バス停で乗車した乗客(男性、68才)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客は、頸椎骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスの運転者は、転倒した乗客の着席確認を怠り、当該乗客が着席する前に発車したため、当該乗客はバランスを崩して転倒した模様。

(3) 貸切バスが倒れてきた自転車と接触した事故

6月6日午後5時頃、東京都において、貸切バスが乗客2名を乗せて運行中、前方の信号が赤信号であったため減速(約10km/h)していたところ、自転車に乗っ

ていた男性（69才）と当該バスの側面が接触した。

この事故により、接触した男性は搬送先の病院で死亡した。

事故当時、この男性は、当該貸切バスの左側の歩道を走行していたが、歩行者と接触したため、車道に転倒した模様。

（４）貸切バスが信号待ちで追突された事故

6月7日午後1時15分頃、広島県において、貸切バスが回送運行中、交差点で右折するため右折レーンで信号待ちをしていたところ、後方から来た乗用車が当該バスに追突した。この弾みで当該バスが前進したことにより、当該バスの前方に並んでいた乗用車3台が衝突する玉突き事故となった。

この事故により、当該バスに追突した乗用車の運転者が死亡、バスの前方に停車していた乗用車の乗員2名が軽傷を負った。

事故現場は、直線で見通しの良い道路で、事故当時、追突した乗用車はかなりの速度で追突した模様。

（５）貸切バス同士による追突事故

6月9日午後1時10分頃、広島県において、貸切バスが乗客34名を乗せて運行中、前方を走行していた別の貸切バスに追突した。

この事故により、双方のバスの乗客計18名が軽傷を負った。

この事故は、追突された貸切バスの前方を走行していたトラックが急停車したことにより、当該バスの運転者が急ブレーキをかけたため発生した模様。

なお、急停車したトラックとの衝突はなく、当該トラックはそのまま走り去った。

双方のバスは、同一事業者で、2台とも同じ目的地に向かっていた。

【２．「重大事故情報」のその後】

* 以前にこのメルマガで紹介した重大事故情報のその後の情報をお知らせします。

（１）タクシーが電柱に衝突した事故（平成22年7月23日送付分）

= 事故概要 =

7月21日午前1時20分頃、東京都において、個人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、道路左側の電柱に衝突した。

この事故により、当該タクシーの運転者（男性：63才）が死亡し、乗客1名が軽傷を負った。

警察によると、当該タクシーの運転者は、衝突直前においてもブレーキを踏んでいなかった模様であることから、居眠り運転か、健康に起因するものか等を含め現在捜査中

= その後の情報 =

当該タクシーの運転者の司法解剖を行ったところ、大動脈破裂、心嚢血腫で

死亡したものと特定された。

【3．5月1日からアルコール検知器使用が義務化されました。(再周知)】

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等により、本年5月1日から、自動車運送事業者の点呼において運転者の酒気帯びの有無の確認を行う際に、アルコール検知器を使用することを義務化しました。

アルコール検知器義務化の詳細については、下記URLをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html)

対象となる事業者

一般旅客自動車運送事業者

特定旅客自動車運送事業者

一般貨物自動車運送事業者

特定貨物自動車運送事業者

貨物軽自動車運送事業者

特定第二種貨物利用運送事業者

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

*自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)
- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。